



# 第10章 被扶養者について

## 被扶養者とは

担当  
部署

医療保険課  
資格担当



03-5320-7324・7325  
(内線57-221~7)



S9000064@section.metro.tokyo.jp

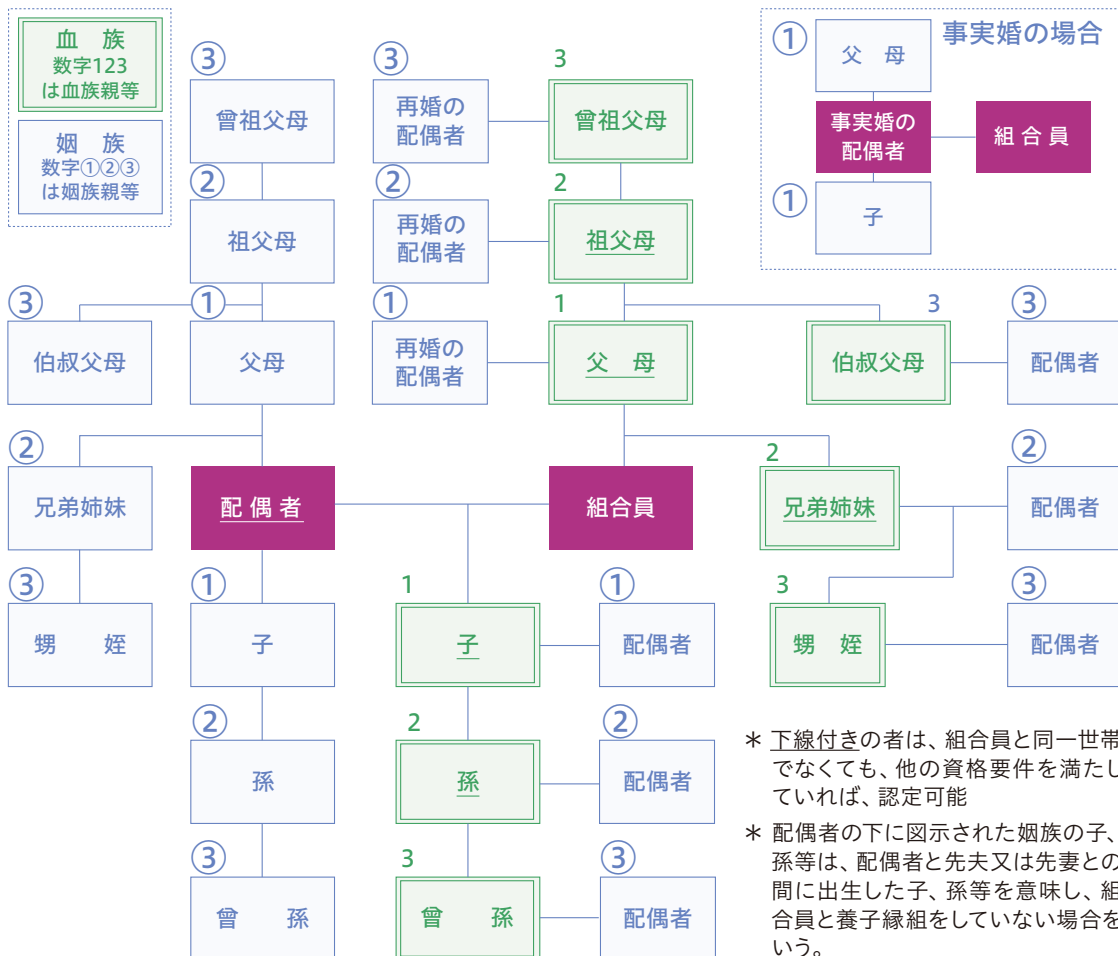
### 1 | 被扶養者と認められる範囲と基本要件

被扶養者とは、組合員の家族で、主として組合員の収入によって生計を維持されている方です。当共済組合で被扶養者と認められると、当共済組合から短期給付等を受けることができます。

#### 1 被扶養者と認められる範囲

組合員と同一世帯である下表の親族は、収入額等の認定要件を全て満たしていれば被扶養者となります。ただし、配偶者（事実婚含む）及び二重枠内の下線付き親族は、別居していても、他の認定要件を全て満たしていれば被扶養者となります。配偶者\*が事実婚（婚姻届未届け）の場合は、配偶者の父母及び子以外の姻族は被扶養者になれません。

※ 配偶者とは、夫である場合、妻である場合、内縁関係を含む。



\* 下線付きの者は、組合員と同一世帯でなくても、他の資格要件を満たしていれば、認定可能

\* 配偶者の下に図示された姻族の子、孫等は、配偶者と先夫又は先妻との間に出生した子、孫等を意味し、組合員と養子縁組をしていない場合をいう。

\* 被扶養者認定要件等の詳細については、所属所（勤務先）の共済事務担当者にご確認ください。

\* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

### 注意事項

- 別居の場合は、客観的に記録が確認できる方法による送金によって、扶養の事実が認められていることが必要です。
- 配偶者が事実婚の場合は、配偶者の父母及び子以外の姻族は被扶養者になれません。

## 2 被扶養者の基本要件

被扶養者であることを認定するために、次のア～オの全てについて客観的な資料で確認します。

- ア 主として組合員の収入により、生計を維持する者であること。
- イ 将来に向かって1年間に見込まれる恒常的な収入額が、130万円未満であること（60歳以上の者、又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は、180万円未満であること。）。
- ウ 組合員と一定の親族関係にある者（同一世帯が要件となる場合があります。）。
- エ 所属所（勤務先）で扶養手当の支給を受け、所得税法上の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者（規定上、該当しない者を除く。）。
- オ 共済組合の組合員、健康保険又は船員保険の被保険者でないこと（厚生年金の加入者は健康保険の被保険者とみなします。）。

## 2 | 認定手続等

被扶養者の要件を備えている方が、当共済組合からの短期給付等を受けるためには、「被扶養者認定申告書」に必要な書類を全て添付した上で、所属所（勤務先）経由で当共済組合へ提出する必要があります。認定に必要な書類や審査の進捗状況等については、必ず所属所（勤務先）の共済事務担当者を確認してください。

なお、任意継続組合員の場合は、直接、当共済組合に相談の上、手続してください。

### 1 申告書の提出と認定日の関係

申告書を提出し所属所（勤務先）が受付けた日が、被扶養者の要件を備える事実が生じた日から30日以内のときは、その事実の生じた日から認定されます。被扶養者の要件を備える事実が生じた日から30日を過ぎて提出されたときは、所属所（勤務先）が申告書を受付けた日からの認定になり、認定日以前に生じた病気やけがについては給付されません。

#### 例 離職日が10月6日の配偶者が認定された場合



\* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

## 2 認定に必要な主な書類

被扶養者認定申告をするときは、次のア～カの書類が必要です。

### ア 「被扶養者認定申告書」

### イ 「被扶養者認定申告理由書」

認定を受けようとする方の収入状況や就労状況、他の扶養義務者の状況等を申告します。

### ウ 収入状況を証明する書類

(住民税所得等証明書<sup>※</sup>の写し、確定申告書の写し、雇用保険被保険者離職票の写し、年金証書の写し等) 認定を受けようとする方の収入状況や雇用保険の状況等を確認します。

### エ 今まで加入していた健康保険の「資格喪失証明書」

認定を受けようとする方の前の保険の加入状況を確認します。

国民健康保険に加入している場合は、その保険証の写し(情報連携による省略はできません。)を提出します。

### オ 世帯全員の住民票

世帯構成を確認します。

### カ 戸籍謄本、改製原戸籍

親族関係を確認し、他の扶養義務者の有無等を確認します。

「住民税所得等証明書」と「今まで加入していた健康保険の資格喪失証明書」は、個人番号を利用した情報連携によって省略できる場合があります。

### 注意事項

認定を受けようとする方の年齢や組合員との続柄、居住状況等によって、提出が省略できる場合や、その他の書類が必要となる場合がありますので、必ず所属所(勤務先)の共済事務担当者に事前にお問合せください。

### 個人番号を利用した情報連携について

情報連携とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号)に基づき、行政の各種事務手続で提出する必要があった書類を省略することができるよう、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関等の中で情報をやり取りすることです。

情報連携によって、他の医療保険者が共済組合の組合員及び被扶養者の資格情報を確認できるようになるとともに、当共済組合が他の医療保険者が有する資格情報、自治体が有する市町村民税に関する情報等を確認できるようになりました。当共済組合でも平成30年10月9日から情報連携の本格運用を開始し、被扶養者認定等の手続において、一部の添付書類の省略が可能となりました。

\* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク(03-6258-0685)にお問合せください。

### 年度末・年度始の資格認定手続きについて

年度末・年度始は、退職や新規採用等による手続きが集中し、組合員証等の発行は、通常の時期より日数を要します。特に被扶養者の認定等の手続きについては、申請書等の記入内容及び添付書類に不備がある場合、書類の再提出等が必要となり、手続きに大変時間がかかります。**必ず所属所（勤務先）の共済事務担当者に事前に相談し、確認を受けた上で、提出してください。**

### 3 被保険者証の取扱い

被保険者として認定された場合は、所属所（勤務先）を経由して、「被扶養者証」を交付します。「被扶養者証」は「組合員証」と同じように取り扱ってください。

なお、被扶養者に該当しなくなった場合は、組合員は、「被扶養者に該当しなくなったときの手续」にしたがって、被扶養者証を所属所（勤務先）に返還してください。

### ◆ 組合員に扶養されている配偶者（20～59歳）の国民年金の届出代行

～国民年金第3号被保険者に該当したとき／届出事項に変更があったとき～

国民年金法では、基本的に、20～59歳の方は、すべて国民年金に加入することになっています。

国民年金第2号被保険者である共済組合員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（妻又は夫）は、保険料を共済組合で負担する加入者（これを「国民年金第3号被保険者」といいます。）として取り扱うことになっています。

国民年金第3号被保険者の資格を取得した場合や、届出事項に変更があった場合は、年金事務所に届け出る必要があります。

しかし、夫（妻）が共済組合員である場合は、当共済組合が事業主確認を行い、第3号被保険者に代わって届出を代行しています（短期組合員の場合は、所属所（勤務先）が年金事務所へ直接提出してください。）。第3号被保険者に該当したときは被扶養配偶者の認定手続きと併せて次のものを提出してください。

#### ○ 国民年金第3号被保険者関係届

- 基礎年金番号（次ページ参照）が確認できる通知書又は年金手帳の写し（日本年金機構発行のもの）
  - 日本国籍を有しない場合は、国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届
- 手続き方法の詳細については、所属所（勤務先）の共済事務担当者に確認してください。

#### ● 注意事項 ●

**第3号被保険者でなくなったときは、必ずご自身で届け出てください。**

当共済組合では、組合員の被扶養配偶者が、第1号被保険者（自営等）又は第2号被保険者（就職）に該当となったときの届出の代行はしていません。第1号被保険者に該当となった場合は本人が直接、居住地の区市町村国民年金所管課に届け出てください。第2号被保険者に該当となった場合は、勤務先が届出をします。

ただし、被扶養配偶者が、死亡等によって第3号被保険者でなくなった場合は、被扶養者抹消の手續が行われれば当共済組合への届出は原則不要です。

\* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

## ◆基礎年金番号

公的年金への未加入者をなくし、年金給付に係る事務を迅速に行うために、日本年金機構では公的年金に加入している方に「基礎年金番号」を付番しています。

## ◆基礎年金番号が必要となる場合

- ① 共済組合員の資格取得・喪失、他の年金制度への加入及び年金請求時
- ② 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の認定の手続時

## ◆基礎年金番号の確認方法等

- ① 「基礎年金番号通知書」又は平成9年1月以降発行の「年金手帳」（国民年金・厚生年金）に記載されています。
- ② 基礎年金番号通知書を紛失した場合には、居住地の年金事務所（巻末付録参照）で再発行の手続を行ってください。
- ③ 基礎年金番号通知書が複数ある方又は異なる基礎年金番号が複数あるという方は、居住地の年金事務所でも番号の確認及び番号整理の手続を行ってください。

## 3 | 被扶養者と認められない場合

次のいずれかに該当する場合は、被扶養者になれません。

- ① 共済組合の組合員、健康保険又は船員保険の被保険者である場合
  - \* 75歳以上の方（65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方を含む。）は、後期高齢者医療の対象となるため被扶養者にはなれません。
- ② その者について、当該組合員以外の者が、扶養手当又はこれに相当する手当を、地方公共団体、国その他から受けている場合
- ③ その者について、組合員の他に主たる扶養義務者が存在し、その扶養義務者に扶養能力がある場合
  - \* 例えば、収入の無い組合員の母親について、組合員の父親に一定額以上の収入がある場合は、父親に扶養能力があるため、組合員の被扶養者にはなれません。
  - \* 子を夫婦共同扶養（夫婦共働き）している場合は、年間収入の多い者の被扶養者（扶養手当が支給されている場合は、当該受給者の被扶養者）とすることが原則です。
- ④ 被扶養者の認定申請時に、将来に向かって1年間に見込まれる当該被扶養者の恒常的な収入額が、130万円以上と予測される者（月額108,334円以上又は日額3,612円以上の収入がある場合）。なお、退職前の給料や、退職金等の一時所得は恒常的な収入に算入されません。ただし、次のア、イに該当する場合は、将来に向かって1年間に見込まれる恒常的な収入額が、180万円以上と予測される場合（月額150,000円以上又は日額5,000円以上の収入がある場合）とします。
  - ア 障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者
  - イ 60歳以上の者



## ◆ 被扶養者の収入の認定基準額

60歳以上の者、又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者	年額	1,800,000円
	月額	150,000円
	日額	5,000円
上記以外の者	年額	1,300,000円
	月額	108,334円
	日額	3,612円

\* 被扶養者として認定を受けている方に認定基準額以上の収入が発生した場合は、抹消手続が必要です。

## ⑤ 雇用保険法による給付金を受給する場合

\* 雇用保険法による給付金とその他の恒常的収入の日額を合算して3,612円（60歳以上の者、又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は、年金及びその他の恒常的収入の日額と雇用保険の給付金日額を合算して5,000円）以上となる場合は、認定基準額以上の収入があるものとみなします。

\* 待期間や給付制限期間等の受給開始までの間、被扶養者となることができます。

## ⑥ 事業収入、財産収入等がある場合には、確定申告日において認定基準額以上である場合

ただし、個人事業の廃業や株式等取引口座全ての閉鎖等、当該収入がなくなったことによって被扶養者の認定を受ける場合には、廃業日や閉鎖日の翌日以降、当該収入が無いものとして判定します（該当日が客観的に確認できる書類を提出してください。）。

## ⑦ 日本国籍を有せず、「医療滞在ビザ」や「観光・保養等のロングステイビザ」で来日した者

## ⑧ 日本国内に住所を有しない者

ただし、①留学、②外国に赴任する組合員に同行、③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に渡航、④組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた、⑤以上のほか渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者は例外として被扶養者認定申請ができます。

\* 収入とは所得税法上の所得とは異なり、恒常的な収入（通勤手当等も含まれます。）の総額のことです。

\* 株式、債券、FX、暗号資産等譲渡収入は都共済では財産収入に該当するため、原則、収入に算入されます。

## 4 | 被扶養者に該当しなくなったときの手続

被扶養者として認定されている方が、上記の①～⑧のいずれかに該当するようになったときは、被扶養者の認定期限日<sup>※1</sup>にかかわらず、その事由が発生した日に被扶養者の資格が抹消されます。

就職等により被扶養者に該当しなくなったときは、**その事由が発生した日から30日以内に、「被扶養者抹消申告書」**に抹消の事実を証明する書類等を添付し、所属所（勤務先）へ<sup>※2</sup>被扶養者証等と合わせて速やかに提出してください。なお、抹消手続に必要な書類等については、必ず所属所（勤務先）の共済事務担当者に確認してください。手続が遅くなると、本来医療負担すべき保険者から医療費が受け取れないなど、組合員の不利益になることがあります。

※1 認定期限日は被扶養者の資格の有効期限日ではなく、資格を有していることを確認する期日です。

※2 任意継続組合員の被扶養者を抹消する場合は、直接当共済組合へ連絡してください。

## ● 注意事項 ●

抹消日以降に被扶養者証を使用し、医療機関等を受診していた場合は、後日医療費等を返還していただきます。

\* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

## ◆ 主な抹消事例と抹消日

抹消手続が必要なケース（例）	抹消日
就職により認定基準額を超える収入が見込まれる	就職日（雇用（採用）日）※ <sup>1</sup>
パート等で、月々の収入は変動するものの、収入の3か月平均が認定基準以上あり、その後も同様の収入が見込まれる	4か月目の初日※ <sup>1</sup>
パート等で、月々の収入は認定基準月額を上下していたが、過去1年間の収入が130万円を超過した	当該1年間において初めて月収の3か月平均が認定基準額以上となった月の翌月の初日（4か月目の1日）※ <sup>1</sup>
認定基準額は超えていないが、パート先等で健康保険の被保険者となった（パート先等で保険証が発行された）	パート先等の健康保険の資格取得日
雇用保険（日額 3,612 円以上※ <sup>2</sup> ）を受給する	支給開始日※ <sup>2</sup>
公的年金等の受給開始や年金額の改定により、認定基準額を超過する	年金決定（改定）通知を受けた日
事業収入が認定基準額を超過した	確定申告書受付日※ <sup>3</sup>
結婚し、配偶者の扶養となった	婚姻日
別居により扶養を受けなくなった	扶養を受けなくなった日※ <sup>4</sup> 又は 住民票転出日

## ※1 就職のため給与収入が超過する場合

- ① 雇用契約により月収が決まっている場合又は雇用契約による収入日額及び稼働日数から月収を算定し、その月収が認定基準額以上と見込まれる場合（いずれも3か月以下の雇用契約の場合は除く。）。

⇒雇用（採用）日を抹消日とします。

## (抹消例)

- 期間6か月、月収12万円の雇用契約の場合  
採用日で抹消となります（6か月の雇用契約終了後、無収入又は認定基準額未満の収入となる場合は、その時点で改めて認定手続を行ってください。）。
  - 当初4か月は月収12万円、その後8か月は月収10万円、年収128万円の雇用契約の場合  
当初4か月は月収が認定基準月額（108,334円）を超えるため、採用日で抹消となります（5か月目以降、認定基準額未満となるときに、改めて認定手続を行ってください。）。
- ② パート、アルバイト等で月々の収入が増減する場合で、前記①のように月収の算定が困難な場合⇒月収の3か月平均が認定基準月額（108,334円）以上であり、かつ、将来も同様の収入が見込まれるときに抹消手続をしてください。当該3か月の最終月の翌月の初日（4か月目の1日）を抹消日とします。ただし、過去1年間の収入（注）が130万円以上となった場合は当該1年間において初めて月収の3か月平均が認定基準月額（108,334円）以上となった月の翌月の初日（4か月目の1日）を抹消日とします。

## (抹消例)

- 日給、時間給等で、1か月当たりの稼働日数等が未定で、2月から翌年の1月までの1年間の収入※<sup>4</sup>が130万円以上となった場合  
初めて月収の3か月平均が認定基準月額（108,334円）以上となった月の翌月の初日（4か月目の1日）で抹消となります。

※ 被扶養者の1年間の収入は、1月から12月までの1年間に限らず、例えば2月から翌年1月までの1年間等、どの時点からの1年（12か月）をとっても、認定基準額未満であることが必要です。

## ※2 雇用保険の受給による場合

雇用保険受給資格者証に記載の支給開始日が抹消日となります。振込日ではありません。基本手当日額とその他の恒常的収入の日額の合計が3,612円以上（60歳以上の者、又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は、年金及びその他の恒常的収入の日額と雇用保険の基本手当日額を合算して5,000円以上）となる場合は、抹消手続が必要です。

**※3 事業収入、財産収入等がある場合**

この場合は、確定申告書の税務署受付日が抹消日となります。申告書控えに必ず受付日を押し印してもらってください。確定申告日における収入が、認定基準年額を超える場合は、抹消手続が必要です。なお、収入は確定申告における所得金額とは異なります。

控除可能な必要経費は、所得税法上のものと異なり、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められるものに限定されます。

**※4 別居の場合**

別居日や送金額が不足した月の初日が抹消日となります。被扶養者が組合員と別世帯になった場合、組合員から被扶養者へ一定額以上の送金を毎月行うことが必要です。

**5 | 被扶養者の要件の確認について**

被扶養者として認定されている方であっても、通常稼働能力があると考えられる方等は、被扶養者の要件を欠く可能性が高いため、認定期限を設定し、定期的に被扶養者の要件の確認を行っています。認定期限日は、所属所（勤務先）に備え付けの「組合員原票（控）」に記載されています。なお、**認定期限日は、被扶養者の資格の有効期限日ではなく、資格を有していることを確認する期日**です。

所属所（勤務先）の共済事務担当者から被扶養者の要件の確認に必要な書類を求められた場合は、速やかに「**認定期限延長申告書**」と収入状況を証明するもの等を添付して、所属所（勤務先）へ提出してください。

\* 22歳を超えた子、パート・アルバイト等による収入が見込まれる方、組合員と別居されている方、事業収入や財産収入のある方、扶養手当が支給されない方（制度上支給されない方（指定職、部長級及び再任用職員等）を含む）、税法上の扶養となっていない方等に認定期限日を設定しています。

\* 他の扶養義務者がいる場合は、その方の収入状況等も確認します。

\* 子を夫婦共同扶養（夫婦共働き）している場合は、年間収入の多い方の被扶養者とするのが原則であるため、夫婦の収入も確認します。

\* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。



## 被扶養者認定要件チェック表

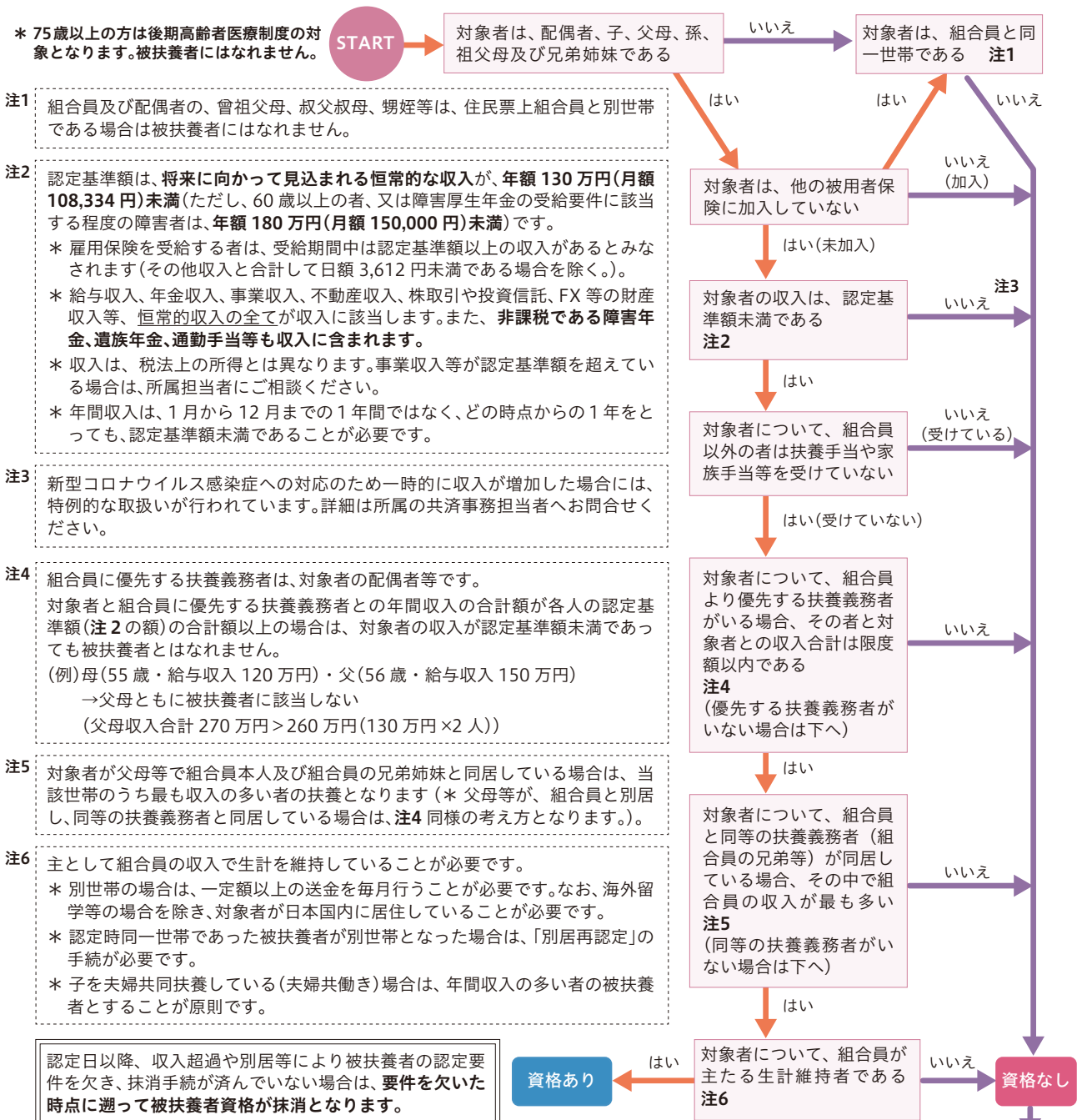
担当 医療保険課  
部署 資格担当

☎ 03-5320-7324・7325  
(内線57-221~7)

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

被扶養者のいる組合員は、次のチャートに従って、チェックしてください。認定要件を欠いている場合には、速やかに所属を経由して抹消手続きをしてください。認定基準等の詳細については、関連ページをよくお読みいただいた上で、所属所（勤務先）の共済事務担当者に確認してください。

抹消日以降に被扶養者証を使用し、医療機関等を受診していた場合は、後日、医療費等を返還していただくことになります。



\* 詳細は、所属所(勤務先)の共済事務担当者へお問合せください。

**抹消申告をしてください**

\* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク(03-6258-0685)にお問合せください。